

# 山梨県公報

第二千二百十四号

平成二十四年

三月二十二日

木曜日

## 目次

山梨県条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長の期日の指定	一八七
建築基準法に基づく道路位置指定	一八七
公告	
大規模小売店舗の新設に関する届出	一八七
大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	一八八
開発行為に関する工事の完了について	一八九
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(四件)	一八九
人事委員会	
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	一九〇
山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	一九〇
公安委員会	
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	一九一

## 告示

**山梨県告示第百十九号**  
 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第十三条第一項の規定により、山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長(平成二十三年山梨県告示第百七十一号)において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十四年四月一日までの間に到来するものについて、平成二十四年四月二日とする。

平成二十四年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

都道府県名	地域
宮城県	石巻市 東松島市 牡鹿郡女川町

## 山梨県告示第百二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 指定の年月日  
平成二十四年三月二十二日
- 指定道路の位置  
笛吹市石和町八田字大郭百七十四番五
- 指定道路の幅員  
最大六・一四メートル 最小六・一〇メートル
- 指定道路の延長  
三十七・二二メートル

## 公告

### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十四年七月二十二日まで縦覧に供する。

平成二十四年三月二十二日

山梨県知事 横内正明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

- 氏名又は名称 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 小幡尚孝

代表取締役 平田由夫

代表取締役 村田隆一  
代表取締役 白石正

- 2 住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 ユニクロ甲府店
  - (二) 所在地 山梨県甲府市上阿原町五百十一番地一
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
  - (一) 名称 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正
  - (二) 住所 山梨県山口市佐山七百十七番地一
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十四年十一月六日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千五百平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (一) 駐車場の位置及び収容台数
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 収容台数 九十四台
  - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 収容台数 十台
  - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 面積 四十八平方メートル
  - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 容量 三十五立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - (1) 開店時刻 午前十時
    - (2) 閉店時刻 午後八時
  - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後八時三十分まで
  - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (1) 数 三箇所
- (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前七時から午後七時まで
- 三 届出年月日  
平成二十四年三月五日

● 大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十四年七月二十二日まで縦覧に供する。  
平成二十四年三月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
  - 1 名称 ランドハウス株式会社 代表取締役 依田章
  - 2 住所 山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢一番地
- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - (一) 名称 トライアルマート西花輪店
    - (二) 所在地 山梨県中央市西花輪字小宮四千四百二十四番八
  - 2 変更した事項
    - (一) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
おかじま田富食品館	トライアルマート西花輪店

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
---------------------------	--------





山梨県職員 委員長 中 矢 惠 三  
 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
 山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十二警察部局の部警察本部の項中

る者にあつては、四種

課	長	五種（人事委員会が認める者）
科学捜査研究所長	五種	

つては四種

に、「交通管制センター所長」を「交通管制センター所長」に改める。  
 「試験場長」

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第二号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成二十四年三月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則  
 山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の三を第三条の四とし、第三条の二中「前条第九号」を「第三条第九号」に改め、同条を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

（公安委員会補佐室）

第三条の二 総務課に公安委員会補佐室を附置する。

2 公安委員会補佐室においては、前条第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。  
 第十一条の八第二項中「前条第二号から第四号まで」を「前条第二号及び第三号」に、「及び」を「並びに」に改める。  
 第十一条の十を削り、第十一条の九を第十一条の十とし、第十一条の八の次に次の一条を加える。  
 （サイバー犯罪対策室）  
 第十一条の九 生活環境課にサイバー犯罪対策室を附置する。  
 2 サイバー犯罪対策室においては、第十一条の七第四号に掲げる事務をつかさどる。  
 第十九条の二の次に次の一条を加える。  
 （災害対策室）  
 第十九条の三 警備第二課に災害対策室を附置する。  
 2 災害対策室においては、前条第三号及び第五号に掲げる事務をつかさどる。  
 第二十二条第一項中「機動隊」の下に、「公安委員会補佐室」を加え、「通信指令室」を「サイバー犯罪対策室」に、「及び試験場」を「試験場及び災害対策室」に改める。  
 第二十三条の二第一項中「音楽隊」を「公安委員会補佐室、音楽隊」に、「通信指令室」を「サイバー犯罪対策室」に、「及び試験場」を「試験場及び災害対策室」に改める。  
 別表第一総務の部を次のように改める。

被疑者取調べ監督	音楽隊	公安委員会補佐室	総務			
			取調べ監督	隊長補佐	公安委員会補佐	広聴・広報
取調べ監督	音楽隊	公安委員会補佐	広聴・広報	総務	秘書	庶務・企画

サイバー犯罪対策室		生活安全捜査室			生活環境				出納第一	出納第二
サイバー犯罪		生活安全捜査			風俗・銃砲保安		企画・指導		出納第一	出納第二
サイバー犯罪捜査第一	サイバー犯罪対策	サイバー犯罪捜査第一	生活安全捜査第三	生活安全捜査第二	生活安全捜査第一	銃砲行政・保安	風俗営業	企画・指導	庶務	に改め、同表生活環境の部及び通信指令の部を次のように改める。

出納第一
出納第二

出納第一
出納第二

を

出納
----

訴告		別表第一捜査第二の部中		通信指令		
広域知能犯捜査	広域知能犯	選挙	告訴・告発	知能犯	第一通信指令官	企画・指導
				知能犯	第二通信指令官	通信運用
				知能犯	第三通信指令官	庶務
				知能犯	指令第一	企画・指導
				知能犯	指令第二	庶務
				知能犯	指令第三	査第一

を

広域知能犯	知能犯・告発
-------	--------

に改め、同表警備第二の部を次のように改める。

災害対策室	警備第二			
	災害	実施	警衛・警護	
災害対策	警備実施	警護	警衛	庶務

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - (山梨県公安委員会行政文書管理規則の一部改正)
  - 2 山梨県公安委員会行政文書管理規則(平成十三年山梨県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
- 第六条中「公安委員会補佐官」を「公安委員会補佐室長」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番